

## 保育所の幼保連携型認定こども園への移行に伴う利用定員の設定について

### 1 幼保連携型認定こども園について

子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園は、認定こども園法における認可施設として位置づけられ、子ども・子育て支援法第27条第1項に基づく確認を受けた幼保連携型認定こども園については、教育・保育給付の対象とされています。

- ・都道府県、指定都市、中核市が認可する施設の一つで、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する“単一の施設”とされ、学校教育、保育、保護者に対する子育て支援を一体的に提供します。
- ・設備・運営基準（久留米市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例で定める基準）や経済的基礎等の認可基準（認定こども園法第17条第2項各号に掲げる基準）に適合することが必要です。
- ・既存の幼稚園及び保育所から移行する場合は、「設備」に関して移行特例が設けられています。（上記条例附則第4条第1項及び第2項）
- ・国の公定価格に基づく給付費の支給を受けることができます。

### 2 子ども・子育て会議における意見聴取

子ども子育て支援法第72条第1項に基づき、施設の利用定員についてご意見をいただくものです。

教育利用定員については、市内全域において供給が需要を上回っています。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及の観点から、既存の幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合、設備等の基準を満たす限り、認可・認定を行うことになっております。

定員については、令和3年度に策定しました「保育所から認定こども園に移行する際の利用定員の設定に係る基準について（資料2-4）」に従い、希望園及び周辺の利用状況を踏まえた設定を行うこととし、具体的な数は本会議において検討することとしています。

既存施設	施設名	白鳥保育園	西久留米保育園	三潁保育園			
	区域	中央西部	中央部	南西部			
	施設種別	保育所	保育所	保育所			
	認可年月日	昭和51年4月1日	昭和51年4月1日	昭和54年4月1日			
	定員	250人	230人	140人			
移行後施設	施設名	白鳥こども園	西久留米こども園	みづまこどもえん			
	区域	中央西部	中央部	南西部			
	事業開始予定	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日			
	定員	1号認定	15人	1号認定	12人	1号認定	14人
		2・3号認定	205人	2・3号認定	218人	2・3号認定	122人
合計		220人	合計	230人	合計	136人	

## 白鳥こども園

- (1) 施設名：白鳥こども園（現施設：白鳥保育園）
- (2) 利用定員：既存施設の保育利用定員250人を教育利用定員15人、保育利用定員205人とし、移行後の利用定員を220人とします。
- (3) 設置目的：家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保育の質の向上と保護者の多様化するニーズに応え、保護者の就労状況に関わらず柔軟に子どもを受け入れることを目的としています。

### ■ 白鳥こども園（移行前施設名：白鳥保育園）

#### ○ 現施設の状況

区域	中央西部（供給充足区域）
現施設の状況	利用定員（250人）>3か年平均の利用実績（214人）
移行前の定員	2号：135人 3号：115人
移行時に残る在園児数	2号：110人（R5.10.1現在の2歳～4歳児） 3号：59人（R5.10.1現在の0歳～1歳児） <span style="float:right">合計 169人</span>

#### ○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前	30	50	35	/	45	/	45	/	45	250	/	250	
移行後	30	35	35	—	5	35	5	35	5	35	220	15	205

#### ○ 移行時の定員設定

	利用定員 (申請内容)	積算根拠	利用実績 (3か年平均)
1号認定 (満3歳、3～5歳)	15	総数（利用実績）の1割 ⇒ 214人の1割 = 22人以下	/
2号認定 (3～5歳)	105	135人(2号利用定員) - 15人(1号認定) = 120人以下	117
3号認定 (0～2歳)	100	園の申請：100人	98
総数	220		

#### ○ 定員設定基準の適合状況

	基準	申請内容	判定案・考え方
①	移行時の在園児数を見込み、不足がないよう設定。	定員：220人 > 移行時に残る在園児：169人	基準に適合している。
②	新たな1号認定の利用定員数は、移行前の利用定員数（または実績数の総数）の1割を上限。	1号認定定員：15人 < 移行前の実利用者数の1割：22人	基準に適合している。
③	所在する区域の2号認定の供給量の過不足により、新たに設定する1号認定の利用定員数を移行前の2号認定の利用定員数（または実績数）の内数とするか否かを判断。	所在する区域：供給充足区域 ⇒ 内数とする。 [移行前] 2号定員：135人 [移行後] 1号定員+2号定員：120人	基準に適合している。
④	移行後の3号認定の利用定員は、移行前の定員（または実利用者数の多い方）を維持することを基本とする。	[移行前定員]：115人 [実利用者数(3か年平均)]：98人 [移行後定員]：100人	○移行後の定員は、移行前定員を下回っているが、実利用者数(3か年平均)を上回っている。 ○移行前の定員が突出していた1歳児について、適正な定員数を設定している。 ○総合的に考慮すると、申請内容は妥当

## 西久留米こども園

- (1) 施設名：西久留米こども園（現施設：西久留米保育園）
- (2) 利用定員：既存施設の保育利用定員230人を教育利用定員12人、保育利用定員218人とし、移行後の利用定員を230人とします。
- (3) 設置目的：家庭・地域を取り巻く環境の変化による保護者の多様化するニーズに応え、保護者の就労状況に関わらず柔軟に子どもを受け入れることを目的としています。

### ■ 西久留米こども園（移行前施設名：西久留米保育園）

#### ○ 現施設の状況

区域	中央部（供給充足区域）
現施設の状況	利用定員（230人）>3か年平均の利用実績（206人）
移行前の定員	2号：120人 3号：110人
移行時に残る在園児数	2号：104人（R5.10.1現在の2歳～4歳児） 3号：48人（R5.10.1現在の0歳～1歳児） 合計 152人

#### ○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前	25	35	50	/	50	/	35	/	35	230	/	230	
移行後	30	40	40	—	4	36	4	36	4	36	230	12	218

#### ○ 移行時の定員設定

	利用定員 (申請内容)	積算根拠	利用実績 (3か年平均)
1号認定 (満3歳、3~5歳)	12	総数（利用実績）の1割 ⇒ 206人の1割 = 21人以下	/
2号認定 (3~5歳)	108	120人(2号利用定員) - 12人(1号認定) = 108人以下	113
3号認定 (0~2歳)	110	園の申請：110人	91
総数	230		

#### ○ 定員設定基準の適合状況

	基準	申請内容	判定案・考え方
①	移行時の在園児数を見込み、不足がないよう設定。	定員：230人 > 移行時に残る在園児：152人	基準に適合している。
②	新たな1号認定の利用定員数は、移行前の利用定員数（または実績数の総数）の1割を上限。	1号認定定員：12人 < 移行前の実利用者数の1割：21人	基準に適合している。
③	所在する区域の2号認定の供給量の過不足により、新たに設定する1号認定の利用定員数を移行前の2号認定の利用定員数（または実績数）の内数とするか否かを判断。	所在する区域：供給充足区域 ⇒ 内数とする。 [移行前] 2号定員：120人 [移行後] 1号定員+2号定員：120人	基準に適合している。
④	移行後の3号認定の利用定員は、移行前の定員（または実利用者数の多い方）を維持することを基本とする。	[移行前定員]：110人 [実利用者数(3か年平均)]：91人 [移行後定員]：110人	基準に適合している。

## みづまこどもえん

- (1) 施設名：みづまこどもえん（現施設：三潁保育園）
- (2) 利用定員：既存施設の保育利用定員140人を教育利用定員14人、保育利用定員122人とし、移行後の利用定員を136人とします。
- (3) 設置目的：保護者の就労に関わらず、子どもたちが一つの施設で安心して過ごせるようにしたいということを目的としています。

### ■ みづまこどもえん（移行前施設名：三潁保育園）

#### ○ 現施設の状況

区域	南西部（供給充足区域）
現施設の状況	利用定員（140人） > 3か年平均の利用実績（134人）
移行前の定員	2号：80人 3号：60人
移行時に残る在園児数	2号：77人（R5.10.1現在の2歳～4歳児）※うち3名は退園予定 3号：35人（R5.10.1現在の0歳～1歳児） 合計 112人

#### ○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前	18	23	19	/	30	/	23	/	27	140	/	140	
移行後	15	22	23	—	4	20	5	20	5	22	136	14	122

#### ○ 移行時の定員設定

	利用定員 (申請内容)	積算根拠	利用実績 (3か年平均)
1号認定 (満3歳、3～5歳)	14	総数（利用実績）の1割 ⇒ 134人の1割 = 14人以下	/
2号認定 (3～5歳)	62	80人(2号利用定員) - 14人(1号認定) = 66人以下	76
3号認定 (0～2歳)	60	園の申請：60人	58
総数	136		

#### ○ 定員設定基準の適合状況

	基準	申請内容	判定案・考え方
①	移行時の在園児数を見込み、不足がないよう設定。	定員：136人 > 移行時に残る在園児：109人(112人-3人)	基準に適合している。
②	新たな1号認定の利用定員数は、移行前の利用定員数（または実績数の総数）の1割を上限。	1号認定定員：14人 ≤ 移行前の実利用者数の1割：14人	基準に適合している。
③	所在する区域の2号認定の供給量の過不足により、新たに設定する1号認定の利用定員数を移行前の2号認定の利用定員数（または実績数）の内数とするか否かを判断。	所在する区域：供給充足区域 ⇒ 内数とする。 [移行前] 2号定員：80人 [移行後] 1号定員+2号定員：76人	基準に適合している。
④	移行後の3号認定の利用定員は、移行前の定員（または実利用者数の多い方）を維持することを基本とする。	[移行前定員]：60人 [実利用者数(3か年平均)]：58人 [移行後定員]：60人	基準に適合している。